

改正

平成24年3月30日告示第28号
平成25年2月1日告示第5号
平成26年3月11日告示第21号
平成27年1月27日告示第4号
平成28年3月3日告示第12号
平成29年3月17日告示第27号
平成29年3月31日告示第53号
平成30年4月1日告示第49号
平成31年4月1日告示第43号
令和2年4月1日告示第50号
令和3年1月22日告示第5号
令和3年12月13日告示第138号
令和4年3月8日告示第19号
令和4年3月31日告示第69号
令和5年3月22日告示第30号

(目的)

第1条 この要綱は、住宅の増改築工事やリフォーム工事を行う者に対し、補助金を交付し、住宅投資の波及効果による美郷町内経済の活性化、併せて既存住宅の居住環境の質の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 持ち家住宅 自己所有の住宅であって、自己居住に供するもの。
- (2) 増改築 既存の住宅に増築すること、又は既存の住宅の一部を解体し造り替えること。
- (3) リフォーム 住宅の機能や性能を維持・向上させるため、住宅及び住宅の一部を修繕・補修・模様替え・更新(取り替え)などを行うこと。
- (4) 復旧 自然災害に伴い被害を受けた事実を町が認めた住宅が機能を維持させるため、住宅及び住宅の一部を修繕・補修・更新などを行うこと。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 持ち家住宅の増改築やリフォーム(以下「リフォーム等工事」という。)を行う者
- (2) 町内に住民登録をしている個人であること。
- (3) 本町の町税及び使用料等を滞納していないこと。
- (4) 自然災害に伴い被害を受けた住宅については、リ災証明されていること。

(補助対象住宅)

第4条 補助金交付の対象となる住宅は、町内に存する居住用の住宅で、次に掲げる住宅とする。

- (1) 1戸建て住宅(住宅用の車庫、物置含む(別棟も可)。併用住宅の場合は、住宅部分の延べ面積が、建物全体の延べ面積の1/2(住宅用車庫、物置の面積除く。)以上であること。)

(補助対象工事等)

第5条 補助金の交付対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、前条各号のいずれかに該当する住宅で、次の各号に掲げるすべてを満たす工事とする。

- (1) リフォーム等工事に要する費用(消費税及び地方消費税の額を含む。)が50万円以上であること。ただし、自然災害に伴う被害で町が認めた住宅の復旧については20万円以上とする。

- (2) 過去に当補助金の交付対象となった住宅については、同一部位の再申請については10年以上経過、それ以外は5年以上経過しているものであること。ただし、自然災害に伴う被害で町が認めた住宅については、この限りでない。
- (3) 町内に事業所（本店、支店及び営業所等）を有する法人又は町内に住所を置く個人が施工するものであること。
- (4) 申請日の属する年度の3月30日まで完了実績報告書を提出できるものであること。
- 2 次に掲げる工事に要する費用については、補助金の交付対象としない。ただし、持ち家住宅の敷地内において、前項の工事と合わせて消雪及び融雪敷設工事を行う場合は、補助対象工事として認めるものとする。
- (1) 公共工事等の施工に伴う補償費の対象となる工事
- (2) 門・塀等、いわゆる外構工事（リフォーム等工事に関わる工事を除く。）
- (3) その他、補助金の交付が適当でない認められる工事及び工事費用
(補助金の額等)
- 第6条 補助金の額は、リフォーム等工事に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む。）の1/10に相当する額（その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。）を限度とする。ただし、当該補助金の額が10万円を超えるときは、10万円とする。
(補助金の交付申請)
- 第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事着手前に美郷町住宅リフォーム緊急支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。ただし、自然災害に伴う被害で町が認めた住宅については、り災証明書が交付された日から2年以内に申請しなければならない。
- (1) 工事請負契約書又は請書の写し
- (2) 工事内訳見積書の写し
- (3) 補助対象工事を行う住宅又は住宅の部分の工事着手前の写真
- (4) 他の補助金等制度を利用しリフォーム工事を行う場合は、その交付決定通知書等の写し
- (5) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 前項の規定により申請書を提出した後、その内容、金額等に変更があった場合は、美郷町住宅リフォーム緊急支援事業補助金変更交付申請書（様式第2号）を提出しなければならない。
(補助金の交付決定等)
- 第8条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付を認めたときは、決定内容及びこれに条件を付して、美郷町住宅リフォーム緊急支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。
(補助金交付申請の辞退及び取下げ)
- 第9条 申請者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受理した日から10日以内に申請を辞退することができる。
- 2 前項による辞退又は自己都合による辞退及び申請を取り下げの場合は、補助金交付申請辞退（取り下げ）届（様式第4号）により届け出ること。
- 3 前項により届出があったときは、補助金の交付決定及び申請はなかったものとみなす。
(事情変更による決定の変更等)
- 第10条 町長は、補助金の交付決定をした場合において、第7条第2項の規定により変更の交付申請があったときは、美郷町住宅リフォーム緊急支援事業補助金交付変更決定通知書（様式第5号）によりその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 2 第8条の規定は、前項の場合に準用する。
(事業完了実績報告)
- 第11条 申請者は、補助対象工事が完了したときは申請日の属する年度の3月30日までに、美郷町住宅リフォーム緊急支援事業工事完了実績報告書（様式第6号。以下「完了実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。
- (1) 補助対象工事を行った住宅又は住宅の部分の工事着手前及び工事完了後の写真
- (2) 増改築工事の場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定による確認済証の交付を受け

たときは、検査済証の写し

- (3) 当該工事代金の領収書の写しなど、支払事実を証する書類
- (4) 補助金交付請求書（様式第7号）
- (5) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第12条 町長は、申請者から前条に規定する完了実績報告書の提出を受けたときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

2 前条に規定する完了実績報告書の提出を受け、既に行った交付の決定の変更を要するときは、第8条の例により通知するものとする。

（補助金の支払い）

第13条 補助金の支払いは、前条第1項の規定による額の確定後、支払うものとする。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第14条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて返還を命ずることができるものとする。

- (1) 提出書類の記載事項に虚偽があるとき。
- (2) 補助金交付決定通知書に記載の交付条件に従わなかったとき。
- (3) その他町長が不相当と認めるとき。

（事業実施期間）

第15条 事業実施期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日告示第28号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月1日告示第5号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月11日告示第21号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年1月27日告示第4号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月3日告示第12号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月17日告示第27号）

この告示は、告示の日から施行し、改正後の美郷町住宅リフォーム緊急支援事業補助金交付要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年3月31日告示第53号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日告示第49号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日告示第43号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日告示第50号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年1月22日告示第5号）

この告示は、令和3年2月1日から施行する。

附 則（令和3年12月13日告示第138号）

この告示は、令和3年12月13日から施行する。

附 則（令和4年3月8日告示第19号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第69号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月22日告示第30号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

美郷町長

様

申請者 住所 〒 _____
 美郷町 _____

 氏名 _____
 (電話番号) _____

補助金交付申請書

次のとおり美郷町住宅リフォーム緊急支援事業補助金の交付を受けたいので美郷町住宅リフォーム緊急支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載内容は事実と相違ないこと、記載内容等が事実と異なることが判明した場合は申請を取り下げを誓約します。

また、同要綱第3条第2項第2号に規定する町税及び使用料等の収納状況に関する照会については、住宅リフォーム支援事業担当課長に委任します。

| | | | | | | |
|---|----------------------|----------------------|----------------------------------|----------------|---------|----------------|
| 1 | 住宅リフォームの概要等を行う | 所有者 | 1. 申請者又は配偶者 2. 申請者の親又は配偶者の親 3. 子 | | | |
| | | 居住者 | 1. 申請者又は配偶者 2. 申請者の親又は配偶者の親 3. 子 | | | |
| | | 住宅の所在地 | | | | |
| | | 住宅の種類 | 1. 専用住宅 | | 2. 併用住宅 | |
| | | (併用住宅の場合) | 住宅部分の面積 (車庫・物置除く) | m ² | 併用部分の面積 | m ² |
| | | 補助利用の有無 | 以前に住宅リフォーム補助を受けたことが 1. ある 2. ない | | | |
| | | (利用がある場合) | 工事の内容 | | | |
| 2 | 工事概要等 | 全体工事費 | ¥. | | | |
| | | 補助対象工事費 | ¥. | | | |
| | | 工事内容 (具体的に記入ください) | | | | |
| | | 工事期間 (予定) | 着工年月日 | 年 | 月 | 日 |
| | | 完成年月日 | 年 | 月 | 日 | |
| 3 | 施工業者 | 氏名又は名称 | | 担当者名 (電話番号) | () | |
| | | 住所 | | | | |
| | | ※法人の場合は、本店住所も記載。 | | | | |
| 4 | 他の補助金等の利用の有無 (予定) | 有・無 | 「有」の場合: 補助金等名称 | 1 | 2 | |

【添付書類】

- 工事請負契約書又は請書の写し
- 補助申請書に係る見積書(別紙1)
- ※同等の内容が判断できる場合は任意様式でも可
- 工事着手前の写真
- 他の補助金等制度を利用しリフォーム等工事を行う場合は、その交付決定通知書等の写し

美郷町長

様

〒 _____
 申請者 住所 美郷町 _____

 氏名 _____
 (電話番号) _____

補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた住宅リフォーム緊急支援事業補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

| | | | | |
|---|-------------------------------------|------------|---------------|------|
| 1 | 住宅の主な居住者(所有者) (該当するものに○を付けて下さい。) | 1. 申請者本人 | 2. 申請者又は配偶者の親 | 3. 子 |
| 2 | 住宅の所在地 (上記、2又は3の場合のみ記入) | | | |
| 3 | 既交付決定額 | ¥. | | |
| 4 | 交付変更申請額 | ¥. | | |
| 5 | 工事変更内容 | 変更前補助対象工事費 | ¥ | |
| | | 変更後補助対象工事費 | ¥ | |
| | | 変更内容及び変更理由 | | |
| 6 | 変更後工事期間 (変更がない場合は空欄) | 着工年月日 | 年 | 月 日 |
| | | 完成(予定)年月日 | 年 | 月 日 |

※ 《添付書類》

- (1) 工事請負変更契約書又は変更請書の写し
- (2) 工事変更内訳見積
- (3) 追加工事の場合は、着工前の写真

住所 美郷町

氏名 様

美郷町長

美郷町住宅リフォーム緊急支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、次のとおり交付することに決定したので、美郷町住宅リフォーム緊急支援事業補助金交付要綱第8条により通知する。

1 交付決定額 金 円

2 交付決定額の内訳

| 補助金対象事項 | 補助対象工事費 (A) | 交付決定額 (B) |
|-------------------------|----------------|--------------|
| 美郷町住宅リフォーム 緊急支援事業補助金 | 円 | 円 |

※1 (B)欄は(A)×1/10が10万円を超える場合は10万円を限度とする。

3 補助事業の目的

住宅投資の波及効果による町内経済の活性化、併せて既存住宅の居住環境の質の向上を図る。

4 交付条件

- (1) 町内に在住し、持ち家住宅(親又は子の住宅を含む)のリフォーム等工事を行う者であること。
- (2) リフォーム等工事を実施する住宅は、一戸建て住宅(住宅用の車庫、物置含む。併用住宅の場合は、住宅部分の延べ面積が建物全体の延べ面積の1/2以上であること。)
- (3) 町内に事業所(本店、支店及び営業所等)を有する法人又は町内に住所を置く個人が施行するものであること。
- (4) 事業完了報告書を、申請日の属する年度の3月30日までに提出できるものであること。
- (5) この補助金に係る法令、規則、要綱に従い、町長の指示、命令等を確実に履行すること。

美郷町長

様

届出者 住所 美郷町
氏名
(電話番号)

補助金交付申請辞退（取り下げ）届

次のとおり補助金交付の申請を辞退（取り下げ）するので、美郷町住宅リフォーム緊急支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき届け出ます。

| | |
|-------------------|-----------|
| 1 交付決定年月日 及び番号 | 年 月 日 第 号 |
| 2 辞退（取り下げ） 年月日 | 年 月 日 |
| 3 辞退（取り下げ） の理由 | |

注）補助金交付決定後の辞退の場合は1欄及び3欄に、交付決定前の辞退（取り下げ）の場合は2欄及び3欄にそれぞれ記入して下さい。

住所
氏名

美郷町長

補助金交付変更決定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した美郷町住宅リフォーム緊急支援事業補助金については、次のとおり変更交付決定したので、美郷町住宅リフォーム緊急支援事業補助金交付要綱第10条の規定により通知する。

- 1 交付決定額 当初交付決定額 円
変更交付決定額 円

2 交付決定額の内訳

変更前

| 補助金対象事項 | 補助対象工事費 A | 補助金額 $B = A \times 1/10$ | 交付決定額 $C \leq 10$ 万円 |
|---------------------|--------------|-----------------------------|-------------------------|
| 美郷町住宅リフォーム緊急支援事業補助金 | 円 | 円 | 円 |

※ BとCのいずれか少ない方の金額が交付決定額となる。

変更後

| 補助金対象事項 | 補助対象工事費 A | 補助金額 $B = A \times 1/10$ | 交付決定額 $C \leq 10$ 万円 |
|---------------------|--------------|-----------------------------|-------------------------|
| 美郷町住宅リフォーム緊急支援事業補助金 | 円 | 円 | 円 |

※ BとCのいずれか少ない方の金額が交付決定額となる。

美郷町長 様

〒 _____
 申請者 住所 美郷町 _____

 氏名 _____
 (電話番号) _____

工 事 完 了 実 績 報 告 書

次のとおり住宅の増改築・リフォーム工事が完了したので、美郷町住宅リフォーム緊急支援事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、報告します。

なお、この報告書に記載の内容は、事実と相違ないことを誓約します。

| | | | |
|--|---|-----------|-------------------|
| 1 | 補助金交付決定通知 | 年 月 日 | 第 号 |
| 2 | 全 体 工 事 費 | ¥. | — |
| 3 | 補 助 対 象 工 事 費 | ¥. | — |
| 4 | 工 事 内 容 | | |
| 5 | 工 事 期 間 | 着 工 年 月 日 | 年 月 日 |
| | | 完 成 年 月 日 | 年 月 日 |
| 6 | 他の補助金等の利用の有無 <small>(該当するものに○を付けて下さい。)</small> | 有 ・ 無 | 「有」の場合： 補助金等名称 |
| <p>◎上記工事内容について、施工したことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">施工業者</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称 代表者の氏名</p> <p style="text-align: right;">電話番号 — —</p> | | | |

※ 《添付書類》

- (1) 工事着手前および工事完了後の写真
- (2) 増改築工事で、建築基準法の規定による確認済証を受けたときは、同法の規定に基づき交付された検査済証の写し
- (3) 領収書の写し又は支払事実を証する書類
- (4) 補助金交付請求書(様式第7号)
- (5) 通帳の写し(口座名義人、振込先が確認できるところ)

- 注) 1. 「全体工事費」及び「補助対象工事費」欄について、工事内容の変更により工事費の変更があった場合はその額を記載してください。
2. 「工事内容」欄で、工事内容に変更があった場合は、変更前後又は変更内容が分かるように記載してください。

